

鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則等の一部を改正する規則

(鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

対象事業実施主体	
番 号	審 査 印

畜 産 経 営 計 画 書

計画作成者	住 所		作 成 年 月
	氏 名		年 月 日

1 農業労働力

(個人) 農業従事者氏 (法人) 常時従事者氏	現	在
	年 齢	経 験 年 数
	歳	年
	歳	年

2 経営農用地面積

区 分	現 在		計 画	
	実 面 積	う ち 借 地	実 面 積	う ち 借 地
水 田				
うち転作田飼料作物				
うち水田裏				
畑				
うち飼料作物				
牧 草 地				
野 草 地				
山 地				
共有牧野、河川敷等				
稲わら等の交換面積				
そ の 他				
計				
うち飼料供給地面積				

注 共有牧野、河川敷地等は共有戸数で除した1戸当たりの面積とする。

3 施設

区 分		現 在 (申 請 時)		計 画	
肉用牛	繁殖牛舎	棟	m ² 頭	棟	m ² 頭
	育成牛舎	棟	m ² 頭	棟	m ² 頭
	肥育牛舎	棟	m ² 頭	棟	m ² 頭
サイロ (型式)		基	m ³	基	m ³

4 飼養計画

区 分		導 入 前 (申 請 時)	計 画 (育 成 牛 6 年 度 末、成 牛 3 年 度 末)					
			導 入 後	初 年 度 末	2 年 度 末	3 年 度 末	4 年 度 末	5 年 度 末
肉用 繁殖 雌牛 頭 数	12か月齢以上の もの ①							
	4～12か月齢の もの ②							
	計 ①+②=③							
本事業 導 入 頭 数	肉用成雌牛④							
	肉用育成雌牛⑤							
	計 ④+⑤=⑥							
飼料供給地面積⑦								
肉用繁殖雌牛1頭当 たりの面積 ⑧								

注1 肉用繁殖雌牛頭数の欄の4～12か月齢のものとは、4～12か月齢のもののうち本事業により貸付けを受けた頭数（事業実施年度導入分を含む。）と肉用牛子牛生産者補給金交付契約を締結しているものに限る頭数であること。

2 導入頭数の欄は本事業により導入する頭数とし、自家生産育成雌牛を導入対象とする場合は、（ ）内に内数で記入すること。

3 飼料供給地面積⑦は、2の経営農用地面積の計のうち飼料供給地面積を記入すること。

4 肉用繁殖牛1頭当たりの面積⑧は、飼料供給地面積⑦を肉用繁殖雌牛頭数③で除した面積とする。

別記第6号様式中「印」を削る。

(鹿屋市牧場条例施行規則の一部改正)

第2条 鹿屋市牧場条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第152号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市畜産環境センター管理規則の一部改正)

第3条 鹿屋市畜産環境センター管理規則（平成18年鹿屋市規則第154号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。